

# 令和6年度から使用する小学校用教科用図書の調査研究の基本方針

## 1 調査研究の方法

北海道教育委員会が示す「令和6年度から使用する小学校用教科用図書の採択基準」に基づき、次により調査研究を行うものとする。

- A. 発行者から送付されるすべての教科書見本について、調査研究を行うこと。
- B. 発行者が作成する「教科書編集趣意書」及び北海道教育委員会が作成する「令和6年度から使用する小学校用教科用図書採択参考資料」（以下「採択参考資料」という。）を参考として、調査研究を行うこと。

## 2 調査研究の観点

- A. 「採択参考資料」を基礎資料とすること。
- B. 札幌市の地域性、札幌市の児童の実態及び「札幌市教育振興基本計画」・「札幌市学校教育の重点」における札幌市の教育方針を踏まえて設定した、別紙「札幌市として設定する調査研究項目」に基づき、調査研究を行うこと。